

第一号様式

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 藤本 欣伸
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
【報告義務発生日】	平成19年3月23日
【提出日】	平成19年3月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社あおぞら銀行
証券コード	8304
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	サーベラス エヌシーピー アクイジション エルピー (Cerberus NCB Acquisition, L.P.)
住所又は本店所在地	カレドニアン・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッド、ピーオー・ボックス 1043、カレドニアン・ハウス、69ドクター・ロイス・ドライブ、グランド・ケイマン KY1-1102、ケイマン諸島 (Caledonian Fund Services (Cayman) Limited, Caledonian House, 69 Dr. Roy's Drive, PO Box 1043, Grand Cayman KY1-1102, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成12年2月8日
代表者氏名	マーク・エイ・ネポラント (Mark A. Neporent)
代表者役職	提出者のジェネラル・パートナーであるサーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエル シー (Cerberus Aozora GP L.L.C.) のマネージング・メンバーであるサーベラス・ジ ャパン・インベストメント・エルエルシー (Cerberus Japan Investment L.L.C.) のマネー ジング・ディレクター
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者 名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 小張裕司
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

長期保有	
------	--

(3) 【重要提案行為等】

--	--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

--	--	--	--

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	618,659,000		
新株予約権証券(株)	A	-	G
新株予約権付社債券(株)	B	-	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合 計(株・口)	M 618,659,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 618,659,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+ H+I+J+K+L)	S		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年3月23日現在)	T 1,933,018,852
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	32.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	32.00%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数 量	割 合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
	(該当なし)					

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー 第2回修正・改訂リミテッド・パートナーシップ契約書提出者については、ケイマン法に基づき、平成17年11月29日付で、サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーをジェネラル・パートナーとし、下記の者をリミテッド・パートナーとするリミテッド・パートナーシップ契約が締結されている。当該契約に基づく各リミテッド・パートナーの出資割合は下記のとおりである。

リミテッド・パートナー	マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィ (Marco Polo Investment B.V.)	20.0615%
リミテッド・パートナー	エレファント・キャピタル・ビーヴィ (Elephant Capital B.V.)	17.6584%
リミテッド・パートナー	エフィー・キャピタル・ビーヴィ (FE Capital B.V.)	21.2642%
リミテッド・パートナー	シーエイ・リミテッド・ビーヴィ (CA Limited B.V.)	18.0791%
リミテッド・パートナー	エムピー・ファイナンス・ビーヴィ (MP Finance B.V.)	14.8839%
リミテッド・パートナー	エヌシービー・ワラント・ホールディングス・ツー・ビーヴィ (NCB Warrant Holdings II B.V.)	7.8529%

2. 譲渡禁止特約

提出者は、平成18年11月6日から、平成18年11月14日の後180日を経過する日までの間、当該株券の売却またはこれに類する一切の行為を、日興シティグループ証券株式会社、Goldman Sachs International及びMorgan Stanley & Co. International Limitedの書面による事前の承諾なしに行わないことを約している。

3. 株券上への質権設定契約

(1) 契約の日付	平成19年3月23日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	シティバンク、エヌ・エイ (Citibank, N.A.)
(4) 質権の対象となる株式数	206,477,000株

4. 株券上への質権設定契約

(1) 契約の日付	平成19年3月23日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	エムエスディーダブリュ・アジア・セキュリティーズ・プロダク ツ・エルエルシー (MSDW Asia Securities Products LLC)
(4) 質権の対象となる株式数	206,091,000株

5. 株券上への質権設定契約

(1) 契約の日付	平成19年3月23日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	アリソン・ブルー・スカイ・コー・リミテッド (Allison Blue Sky Co. Ltd.)
(4) 質権の対象となる株式数	206,091,000株

エスアイエス・ケイマン・リミテッド (SIS Cayman Ltd) との平成17年11月29日付株券質権設定契約に基づく同社に対する質入株券 (618,659,000株) は、被担保債権の弁済により平成19年3月23日付でその全部が提出者に返還されている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	83,480,338
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U + V + W)	83,480,338

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
(該当なし)					

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地
(該当なし)		